

# おくやみ ハンドブック

## 南風原町

このハンドブックでは、死亡に伴う主な手続きをご案内します。  
亡くなられた方の状況等によって必要な手続きが異なります。  
お手続きの一助になれば幸いです。



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う"マチのブックレット"です。

2023年12月発行 発行：南風原町

編集・デザイン：株式会社ジチタイアド



様々なシーンにご利用可能な  
小さめの仏壇仏具を  
取り揃えております。

# 兼城十字路に 仏壇店あります。

駐車場  
5台分完備



私らしい供養のカタチ  供養ギャラリー Memorial

## 兼城本店

南風原町兼城  
123番地



■水曜日定休  
■営業10:00~17:30  
☎0120-107-940



## 町役場での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
住民登録	世帯主であった	●世帯主の変更(世帯主変更届)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住民環境課(1階) ☎098-889-4414	5
	印鑑登録証・マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードをお持ちの方	●カードの手続き	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住民環境課(1階) ☎098-889-4414	5
国保	国民健康保険に加入していた	●各種証の返納 ●葬祭費の支給申請	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国保年金課(1階) ☎098-889-1798	5
	国保加入者ではないが世帯主で同世帯に国保加入者がいた	●各種証の変更 ●世帯主変更の届出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国保年金課(1階) ☎098-889-1798	6
年金	国民年金を受給していた または国民年金に加入していた	●未支給年金請求 ●遺族基礎年金請求 ●死亡一時金請求 ●寡婦年金請求	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国保年金課(1階) ☎098-889-1798	6
議員	議員退職年金・遺族年金を受給していた方 栄典関係	●議員退職年金・遺族年金 ●死亡叙勲・叙位	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	議会事務局(5階) ☎098-889-3097	7
後期高齢者医療保険	後期高齢者医療保険に加入していた	●資格喪失 ●葬祭費の支給申請 ●高額療養費等の支給申請 ●その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国保年金課(1階) ☎098-889-1798	7
介護保険	65歳以上または介護認定を受けている	●介護保険被保険者証等の返還	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保健福祉課(2階) ☎098-889-4416	7
固定資産税	町内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している方	●固定資産税に関する 相続人代表者指定の届出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	税務課(2階) ☎098-889-4413	8
町県民税	町県民税が課税されている(される)方	●町県民税に関する 相続人代表者指定の届出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	税務課(2階) ☎098-889-4413	8
バイク等	原動機付自転車(125cc以下)及び小型特殊自動車を所有している方	●『名義変更』または『抹消』	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	税務課(2階) ☎098-889-4413	8
納税	町税を口座振替で納めていた方	●納付について (口座振替の変更または廃止)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	税務課(2階) ☎098-889-0523	9

# 町役場での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人	主な手続き	済	担当課	参照ページ
障がい	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていた方	●身体障害者手帳の返還届 ●療育手帳の返還届 ●精神障害者保健福祉手帳の返還届	<input type="checkbox"/>	保健福祉課(2階) ☎098-889-4416	9
	自立支援医療受給者証(精神通院・更生医療)を受けていた方	●自立支援医療受給者証の返還届(精神通院・更生医療)	<input type="checkbox"/>	保健福祉課(2階) ☎098-889-4416	9
	重度心身障がい者医療費等助成を受給していた方	●受給者証の返還 ●受給資格喪失の手続き ●振込先口座変更の手続き	<input type="checkbox"/>	保健福祉課(2階) ☎098-889-4416	10
	障害福祉サービスを受けていた方	●障害福祉サービス、児童通所支援、地域生活支援の受給者証の返還	<input type="checkbox"/>	保健福祉課(2階) ☎098-889-4416	10
	補装具・日常生活用具給付等を申請していた方	●補装具費給付の申請取下げ ●日常生活用具給付の申請取下げ	<input type="checkbox"/>	保健福祉課(2階) ☎098-889-4416	10
	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給していた方	●受給資格喪失の手続き	<input type="checkbox"/>	保健福祉課(2階) ☎098-889-4416	11
子ども	児童手当	●児童が亡くなった場合(受給事由消滅届または額改定届) ●保護者が亡くなった場合(・受給事由消滅届・未支払請求・新規認定請求)	<input type="checkbox"/>	子ども課(1階) ☎098-889-7028	11
	特別児童扶養手当	●児童が亡くなった場合(資格喪失届または額改定届) ●保護者が亡くなった場合(受給者死亡届、未支払手当請求書)	<input type="checkbox"/>	子ども課(1階) ☎098-889-7028	11
	子ども医療費	●児童が亡くなった場合(資格等喪失届、子ども医療費助成受給者証の返還) ●保護者が亡くなった場合(資格等変更届)	<input type="checkbox"/>	子ども課(1階) ☎098-889-7028	12
	母子及び父子家庭等医療費助成	●母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証の返還 ●消滅(変更)届	<input type="checkbox"/>	子ども課(1階) ☎098-889-7028	12
	児童扶養手当	●児童が亡くなった場合(資格喪失届または額改定届) ●保護者が亡くなった場合(受給者死亡届、未支払手当請求書)	<input type="checkbox"/>	子ども課(1階) ☎098-889-7028	12

## 相続人代表者指定(変更)届 兼 固定資産現所有者申告書

※太枠内にご記入下さい。

令和 年 月 日

南風原町長 様

被相続人に係る徴収金(町県民税・固定資産税・軽自動車税)の賦課徴収(滞納処分を除く)及び還付に関する書類を受領する代表者として、末尾記載の留意事項に同意の上、下記のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。

併せて、南風原町税条例第74条の3の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を次のとおり申告します。

届出人	住所:
	氏名:
	電話:

※マイナンバーカード等、身分証の写しを併せてご提出下さい。  
※住所が町外の場合、死亡日の確認できる書類(写し)が必要です。

被相続人 (死亡された方)	ふりがな氏名	生年月日	明・大昭・平	年 月 日
	住所	死亡年月日	令和	年 月 日
相続人代表者 兼 現所有(代表)者	ふりがな氏名(続柄)	( )	電話	
	住所			

下の各相続人は、上記の者を相続人代表者 兼 現所有(代表)者として承諾しました。

※記入欄が不足する際は、コピーしてご使用下さい

氏名 (※相続人全員を記入)	被相続人との続柄	住所
相続の状況について (○で囲む)	済	手続中
	協議中	

留意事項	確認欄
●この届(兼申告書)は、相続手続きが完了するまでの間、被相続人(死亡された方)に代わり町税納付や資産に関する書類の受領等を行う相続人の代表者を定めていただくものであり、さらには、固定資産において相続人(現所有(代表)者)を納税義務者として課税台帳に登録するためのものです。相続登記や相続税とは関係ありません。	<input type="checkbox"/>
●徴収金の振替口座が亡くなった方の名義である場合は、ご健在の方の口座へ変更または廃止をお願いいたします。なお、亡くなった方が所有する土地・家屋等の所有者が変わった場合は、すでに登録されている口座が取消されます。引き続き口座振替を利用する場合は、納税通知書付属の口座振替申込書にて、再度登録手続きをお願いいたします。	<input type="checkbox"/>

被相続人宛名番号	共有資産	口座	住民税	資産税	収納
	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> なし			
相続人代表者宛名番号	<input type="checkbox"/> あり・宛名番号( )	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止			

町税が課税されている方や固定資産（土地・建物・償却資産）  
をお持ちの方が亡くなられた場合

町税（町県民税・固定資産税・軽自動車税）が課税されている方や、固定資産（土地・家屋）をお持ちの方が亡くなられた場合は、地方税法第9条の2の規定により、「相続人代表者指定届」の提出をお願いいたします。

なお、「相続人代表者指定届」が提出されない場合は、地方税法第9条の2第2項に基づき、こちらで相続人代表者を指定させていただくことができますのでご了承下さい。

現所有者の申告制度は、登記名義人が死亡している場合における翌年度以降の課税のために、当該固定資産の現所有者に申告を求めるものです。地方税法第384条の3の「現所有者」は、賦課期日時点に限らず、所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該土地又は家屋を所有している者を指すものです。

- 提出書類
  - ・相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書（裏面）
  - ・届出人の身分証の写し（運転免許証など）

- 提出先
  - 〒901-1195
  - 沖縄県島尻郡南風原町字兼城686番地
  - 南風原町役場 税務課 住民税班・資産税班

参考法規（抜粋）

●地方税法第9条の2

納税者又は特別徴収義務者（以下本章（第十三条を除く。）においては、第十一条第一項に規定する第二次納税義務者及び第十六条第一項第六号に規定する保証人を含むものとする。）につき相続があつた場合において、その相続人が二人以上あるときは、これらの相続人は、そのうちから被相続人の地方団体の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができる。この場合において、その指定をした相続人は、その旨を地方団体の長に届け出なければならない。

●地方税法第9条の2第2項

地方団体の長は、前項前段の場合において、全ての相続人又はその相続人のうちに明らかでないものがあり、かつ、相当の期間内に同項後段の届出がないときは、相続人の一人を指定し、その者を同項に指定する代表者を指定することができる。

【令和2年度地方税法改正】

●地方税法第384条の3

市町村長は、その市町村内の土地又は家屋について、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該土地又は家屋を所有している者（以下この条及び第三百八十六条において「現所有者」という。）に、当該市町村の条例で定めるところにより、現所有者であることを知つた日の翌日から三月を経過した日以後の日までに、当該現所有者の住所及び氏名又は名称その他固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる。

# 相続手続きのご相談は 司法書士に お任せください

初回相談  
無料！



司法書士法人きゃん事務所

こんなお困りごとはございませんか？

何から  
始めればいい

相続財産が  
わからない

亡くなった人に  
借金がある

相続人に  
認知症の人が  
いる



相続に関する様々なお悩みに  
全力でサポートします

☎098-882-8177

司法書士法人きゃん事務所

HPIは  
こちらから▶



受付時間 平日:9:00~17:30

〒901-1304 与那原町字東浜23番地2 (ローソン与那原東浜店となり)

お気軽に  
お問合せ  
ください

きりとり

きりとり

## 町役場での手続き

### 世帯主であった

世帯主が亡くなり、世帯に15歳以上の人が2人以上残っている場合、世帯主変更の手続きが必要です。

#### 手続き・持ち物

- 世帯主の変更(世帯主変更届)
  - 届出人の本人確認書類(マイナンバーカード等)
  - 別世帯の方が届出人となる場合は、亡くなられた方と世帯を同じくしていた方からの委任状が必要です。

#### 受付窓口

1階 住民環境課 ①番窓口(郵送不可)

#### 期限

亡くなられてから14日以内

### 印鑑登録証・マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードをお持ちの方

亡くなられた方のカード等のご利用できなくなります。相続等の手続きにおいて個人番号(マイナンバー)の提示を求められる場合がありますので、マイナンバーカード及び通知カードの返納は必要ありません。必要がなくなった際に破棄してください。

#### 手続き・持ち物

- 印鑑登録証及び住民基本台帳カードの返納

#### 受付窓口

1階 住民環境課 ①番窓口(郵送不可)

### 国民健康保険に加入していた

国民健康保険に加入していた方が亡くなられた場合は、その方の葬祭費(火葬代)を負担した方へ、2万円を支給します。

また、亡くなられた方の国民健康保険被保険者証などを返還していただくと同時に、喪失の届出が必要です。

#### 手続き・持ち物

- 各種証の返納
  - 届出人の本人確認書類(マイナンバーカード等)
  - 国民健康保険被保険者証  限度額適用認定証
  - 特定疾病療養受療証
- 葬祭費の支給申請
  - 葬祭費(火葬費用)の領収書  葬祭費を支払った方の通帳
  - 委任状(別名義通帳で手続きの場合)

#### 受付窓口

1階 国保年金課 ⑤番窓口(郵送不可)

### 国保加入者ではないが世帯主で同世帯に国保加入者がいた

亡くなられた方が国民健康保険の加入者でなくても世帯主だった場合、同世帯に国民健康保険加入者がいれば、保険証などの世帯主名と納税義務者の変更届出が必要です。

国保年金課で手続きする前に、先に住民環境課にて住民登録の世帯主変更を行ってください。

#### 手続き・持ち物

- 各種証の変更
  - 届出人の本人確認書類(マイナンバーカード等)
  - 変更する証(国民健康保険被保険者証/限度額適用認定証)
- 世帯主変更の届出
  - 届出人の本人確認書類(マイナンバーカード等)

#### 受付窓口

1階 国保年金課 ⑤番窓口(郵送不可)

#### 期限

亡くなられてから14日以内

### 国民年金を受給していた または国民年金に加入していた (※は厚生年金・共済年金)

年金の各種手続きは亡くなられた方のご遺族の状況により支給の可否や手続き内容が異なります。その他、必要書類については窓口来庁時にご案内いたします。

※厚生年金の加入者及び受給者が亡くなった場合は、最寄りの年金事務所へお問い合わせください

(那覇年金事務所 住所:那覇市壺川2-3-9 ☎098-855-1111)

※共済年金の加入者及び受給者が亡くなった場合は、加入していた共済組合へお問い合わせください。

#### 手続き・持ち物

- 未支給年金請求 ●遺族基礎年金請求
- 死亡一時金請求 ●寡婦年金請求
- 亡くなられた方の基礎年金番号または個人番号がわかるもの(年金手帳・マイナンバーカード等)
- 届出人の本人確認書類(マイナンバーカード等)

#### 受付窓口

1階 国保年金課 ⑤番窓口(郵送不可)

## 議員退職年金・遺族年金を受給していた方 栄典関係

町議会議員(現職・元職)及び町議会議員であった者の配偶者で、議員退職年金・遺族年金を受給していた方は手続きが必要となります。

また、在職年数によっては死亡叙勲・叙位の対象になります。議会事務局窓口またはお電話でご連絡ください。

**手続き・持ち物** 対象者によって異なります。

**受付窓口** 5階 議会事務局(郵送不可)

**期限**

●議員退職年金・遺族年金

すみやかに

●死亡叙勲・叙位

申請には期限がありますので、至急ご連絡ください。

## 後期高齢者医療保険に加入していた

75歳以上の方、障害認定を受けている方。

※喪主と相続人代表者が異なる場合には、それぞれの振込口座通帳が必要となります。

**手続き・持ち物**

●資格喪失

被保険者証及び各種認定証の返還

届出人の本人確認書類(マイナンバーカード等)

●葬祭費の支給申請

火葬の領収書  火葬許可書  葬祭費の振込口座通帳

●高額療養費等の支給申請

受領に関する相続人代表届(約定書)  振込口座変更届

●その他

保険料還付請求等  送付先変更届

**受付窓口** 1階 国保年金課 ⑤番窓口(郵送不可)

## 65歳以上または介護認定を受けている

65歳以上の方(または40歳以上で要介護認定を受けている方)は介護保険被保険者証(水色のカード)をお返しください。高齢者福祉班で説明を受けてください。

**手続き** ●介護保険被保険者証等の返還

**受付窓口** 2階 保健福祉課 ②番窓口

## 町内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している方

相続人の中から、町税に関する通知を受け取る方を決めていただく必要があります。代表者を誰にするか相談されて窓口にご来庁ください。

**手続き・持ち物**

●固定資産税に関する相続人代表者指定の届出

届出人の本人確認書類(マイナンバーカード等)

**受付窓口** 2階 税務課 ⑤番窓口(郵送可)

**期限** すみやかに

## 町県民税が課税されている(される)方

町県民税については、1月1日現在にお住まいの市町村で課税され、1月2日以降にお亡くなりになった場合でも納税義務は消滅しません。

相続人の中から、町税に関する通知を受け取る方を決めていただく必要があります。代表者を誰にするか相談されて窓口にご来庁ください。

**手続き・持ち物**

●町県民税に関する相続人代表者指定の届出

届出人の本人確認書類(マイナンバーカード等)

**受付窓口** 2階 税務課 ④番窓口(郵送可)

**期限** すみやかに

## 原動機付自転車(125cc以下)及び小型特殊自動車を所有している

**手続き・持ち物**

●原動機付自転車(125cc以下)及び小型特殊自動車の

『名義変更』または『抹消』

【名義変更】①標識交付証 ②自賠責保険証 ③ナンバープレート

④窓口申請者の本人確認書類(運転免許証等)

【抹消】①標識交付証 ②ナンバープレート

③窓口申請者の本人確認書類(運転免許証等)

**受付窓口** 2階 税務課④番窓口(郵送不可)

**期限** 納税義務者が亡くなった日から30日以内

上記以外の軽二輪車(126cc～250cc)、小型二輪車(250cc超)及び軽自動車については、役場以外での手続きになります。

※除籍謄抄本等や新名義人の住民票などが必要になります。詳しくは下記へお問い合わせください。

【軽二輪車、小型二輪車】陸運事務所 ☎050-5540-2091 【軽自動車】軽自動車検査協会 ☎050-3816-3126

## 町税を口座振替で納めていた方

亡くなられた方の口座から、町税を振り替えていた場合は、振替口座の変更または廃止の手続きが必要です。

### 手続き・持ち物

#### ●納付について(口座振替の変更または廃止)

- 納税通知書
- 口座振替変更の場合は、新たに利用したい口座の預貯金通帳と金融機関届出印(対象金融機関は限られます)
- 口座振替廃止の場合は、亡くなられた方の口座の預貯金通帳

### 受付窓口

2階 税務課⑥番窓口(郵送可)

### 期限

すみやかに

## 各種障害者手帳の交付を受けていた方

次のいずれかの手帳をお持ちの方が亡くなられた場合、次の手続きが必要です。

### 手続き・持ち物

#### ●身体障害者手帳の返還届

- 亡くなられた方がお持ちであった障害者手帳(赤)

#### ●療育手帳の返還届

- 亡くなられた方がお持ちであった障害者手帳(紺またはうす緑)

#### ●精神障害者保健福祉手帳の返還届

- 亡くなられた方がお持ちであった障害者手帳(うす緑)

### 受付窓口

2階 保健福祉課 ③番窓口

## 自立支援医療(精神通院・更生医療)を受けていた方

自立支援医療(精神通院・更生医療)を受けていた方が亡くなられた場合は次の手続きが必要です。

### 手続き・持ち物

#### ●自立支援医療受給者証(精神通院・更生医療)の返還

- 自立支援医療受給者証

### 受付窓口

2階 保健福祉課 ③番窓口

## 重度心身障がい者医療費助成を受けていた方

重度心身障がい者医療費助成を受けていた方が亡くなられた場合は次の手続きが必要です。

### 手続き・持ち物

#### ●受給資格喪失の届出

#### ●振込先口座の変更

- 届出者の印鑑(認め印)
  - 重度心身障がい者医療費助成受給者証
  - 亡くなられた方と同世帯(相続人)の預金通帳
- ※亡くなられた方と別世帯の場合は、関係性が確認できる書類が必要

### 受付窓口

2階 保健福祉課 ③番窓口

## 障害福祉サービスを受けていた方

障害福祉サービス、児童通所支援、地域生活支援の受給者証をお持ちの方が亡くなられた場合は、次の手続きが必要です。

### 手続き・持ち物

#### ●障害福祉サービス、児童通所支援、地域生活支援の受給者証の返還

- サービス受給者証

### 受付窓口

2階 保健福祉課 ③番窓口

## 補装具・日常生活用具給付事業等を申請していた方

補装具、日常生活用具給付の申請中、又は交付決定後用具を受け取っていない場合に申請者が亡くなられた場合は次の手続きが必要です。

### 手続き・持ち物

#### ●補装具費給付の申請取り下げ

- 届出者の印鑑(認め印)
- ※交付決定後に取下げする場合は次の書類も必要です。

- 決定通知書
- 補装具費支給券
- 代理受領に係る補装具費支払委任状

#### ●日常生活用具給付の申請取下げ

- 届出者の印鑑(認め印)
- ※交付決定後に取下げする場合は次の書類も必要です。

- 決定通知書
- 日常生活用具給付券

### 受付窓口

2階 保健福祉課 ③番窓口

## 特別障害者手当等を受給していた方

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受けていた方が亡くなられた場合、次の手続きが必要です。

### 手続き・持ち物

- 受給資格喪失届
  - 死亡届(写し)  亡くなられた方の戸籍抄本  届出者の印鑑(認め印)
- 未払分手当の請求(未払い分の手当がある方)
  - 受給資格者(亡くなられた方)と同一世帯の方の預金通帳
  - 請求者の住民票謄本
  - 請求者の印鑑(認め印)

### 受付窓口

2階 保健福祉課 ③番窓口

## 児童手当

町から児童手当の支給対象となっていた児童が亡くなられた場合(町内在住であった児童の手続は不要です。町外在住であった児童は手続きが必要となります)。

町から児童手当を受給していた保護者が亡くなられた場合(亡くなられた日から15日以内に手続きをお願いします)。

### 手続き・持ち物

- 児童が亡くなられた場合(受給事由消滅届または額改定届)
  - 来庁される方の本人確認書類
  - 別世帯の方は委任状が必要です
- 保護者が亡くなられた場合(受給事由消滅届・未支払請求・新規認定請求)
  - 来庁される方の本人確認書類
  - 新たに児童手当を請求する方(保護者等)の預金通帳、健康保険証、マイナンバーカード等
  - 児童手当対象児童名義の預金通帳
  - 別世帯の方は委任状が必要です

### 受付窓口

1階 こども課 ⑪番窓口

### 期限

受給していた保護者の死亡は亡くなられた日から15日以内

## 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当の対象となっていた児童または手当を受給していた保護者が亡くなられた場合、次の手続きが必要です。

### 手続き・持ち物

- 児童が亡くなられた場合(資格喪失届または額改定届)
    - 来庁される方の本人確認書類(マイナンバーカード等)
    - 特別児童扶養手当証書
  - 保護者が亡くなられた場合(受給者死亡届、未支払手当請求書)
    - 来庁される方の本人確認書類(マイナンバーカード等)
    - 特別児童扶養手当証書、対象児童の振込口座の通帳
- ※未支払手当がある場合は対象児童の口座へ振り込みます。

### 受付窓口

1階 こども課 ⑪番窓口(郵送不可)

## こども医療費

こども医療費助成の対象となっていた児童または受給していた保護者が亡くなられた場合、次の手続きが必要です。

### 手続き・持ち物

- 児童が亡くなられた場合(資格等喪失届、こども医療費助成受給者証の返還)
  - 来庁される方の本人確認書類(マイナンバーカード等)
  - こども医療費助成金受給資格者証
- 保護者が亡くなられた場合(資格等変更届)
  - 来庁される方の本人確認書類(マイナンバーカード等)
  - 健康保険証が変更になる場合は、新しい健康保険証
  - 支払口座が変更になる場合は、新しい振込口座の通帳

### 受付窓口

1階 こども課 ⑪番窓口(郵送不可)

## 母子及び父子家庭等医療費助成

母子及び父子家庭等医療費助成の対象となっていた児童または受給していた保護者が亡くなられた場合、次の手続きが必要です。

### 手続き・持ち物

- 母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証の返還
  - 来庁される方の本人確認書類(マイナンバーカード等)
  - 母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証
- 消滅(変更)届
  - 来庁される方の本人確認書類(マイナンバーカード等)
  - 母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証

### 受付窓口

1階 こども課 ⑪番窓口(郵送不可)

## 児童扶養手当

児童扶養手当の対象となっていた児童または手当を受給していた保護者が亡くなられた場合、次の手続きが必要です。

### 手続き・持ち物

- 児童が亡くなられた場合(資格喪失届または額改定届)
    - 来庁される方の本人確認書類(マイナンバーカード等)
  - 保護者が亡くなられた場合(受給者死亡届、未支払手当請求書)
    - 児童扶養手当証書、対象児童の振込口座の通帳
- ※未支払手当がある場合は対象児童の口座へ振り込みます。

### 受付窓口

1階 こども課 ⑪番窓口(郵送不可)



# 町役場以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きの種類	主な手続き	該当	済	問い合わせ先など
	生命保険	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	加入している生命保険会社
	預貯金口座	口座凍結解除手続き	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	各金融機関 等
	株式等	名義変更	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	各証券会社 等
	遺言書	検認・開封	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	那覇家庭裁判所 住所:那覇市樋川1-14-1 ☎098-855-1273
	固定電話・携帯電話	契約継承・解約	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	各契約会社 等
	インターネット	名義変更・解約	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	各契約会社 等
	NHK受信料	名義変更・解約	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	フリーダイヤル ☎0120-151515 有料ダイヤル ☎050-3786-5003
	上水道	水道の閉栓・名義変更、振替口座の変更	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	南部水道企業団 ☎098-998-2151
	電気・ガス料金等	名義変更・解約	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	領収書に記載されている会社及び営業所
	運転免許証	返納	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	与那原警察署 ☎098-945-0110
	パスポート	返納	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住民登録していた役所等
町役場以外での手続き	クレジットカード	解約	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更・解約	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	各契約会社
	不動産登記関係	土地・家屋等相続登記	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	那覇地方法務局 ☎098-854-7952 沖縄県司法書士会 ☎098-867-3526
	国税関係 (相続税、所得税、消費税)	相続税・所得税・消費税申告	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	那覇税務署 ☎098-867-3101
	国債を所有していた方	記名変更・償還金受領	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	償還金支払場所または証券保険証書に記載の郵便局
	厚生年金	年金に関する手続き (遺族年金の請求等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	那覇年金事務所 ☎098-855-1111 住所:那覇市壺川2-3-9
	共済年金	年金に関する手続き (遺族年金の請求等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	各共済組合
	生活保護	生活保護に関すること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	南部福祉事務所 ☎098-889-7150 住所:南風原町字宮平212
	相続放棄	相続放棄等の申述	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	那覇家庭裁判所 ☎098-855-1273 住所:那覇市樋川1-14-1
	各種相続手続	戸籍の束の代わりに利用することができる法定相続情報証明書に関すること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	那覇地方法務局 ☎098-854-7952 住所:那覇市樋川1-15-15
	軽自動車 を所有していた方	名義変更・廃車	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	軽自動車検査協会沖縄事務所 ☎050-3816-3126
	普通自動車及び125cc超の バイクを所有していた方	名義変更・廃車	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	沖縄総合事務局陸運事務所 ☎050-5540-2091

# 急な相続で不動産のお取り扱いに

## お困りではありませんか？

### 弊社が**直接買取**致します!!

地域につくす、**地元の不動産会社**におまかせください!!

- 査定無料
- お支払い最短 **5日**
- 仲介手数料 **不要**
- 訳あり物件 相談可
- 軍用地も対応



- ✓ 相続費用が必要
- ✓ 調査から売却まですべてお任せしたい
- ✓ 相続の手続きについて知りたい

自宅をすぐに現金化  
そのまま残せる安心感  
／  
／  
てるまさリースバック  
**売っても住むーず**

自宅を  
**「売ってもそのまま残せる」**  
リースバックも可能です。

てるまさリース **TEL 098-943-4355**

平日 9:00～17:00 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始はお休み) 担当: 大城(オオシロ)、島袋(シマブク)  
〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目12番15号 Unufaビル3F  
FAX.098-943-4356 MAIL.t-lease@terumasalease.jp 宅地建物取引業沖縄県知事(1)第5292号  
※物件によっては、買取できない場合がございます。詳細についてはお問い合わせください。

スマホで  
ご相談はコチラ



# 相続の際、遺産分割をちゃんと済ませましょう!

**!** 令和6年4月1日から相続登記が義務化されます!

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科せられることがあります。



**Q1** 相続登記の義務化は令和6年4月からだけど、それ以前の相続はどうなるの?

**A1** 相続登記の義務化は令和6年4月から始まりますが、それ以前に開始した相続でも、**相続登記が済んでいなければ、義務化の対象**です。必要な遺産分割を行い、早めに相続登記を行うことが、重要です。

**Q2** 相続登記の申請って大変じゃないの? どのような手続きをとればいいのか?

**A2** 不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、**不動産の所在地の法務局**に申請して行います。手続は、ケースによって必要な登記や書類が異なります。必要な登記の種類は、法務省のホームページでも案内しています。

**相続登記について登録免許税が免税される場合があります。**

※免税期限: 令和7年3月31日

**Q3** 相続登記について、更に知りたいときはどうすればいいのか?

**A3** 相続登記申請(遺産分割協議、法定相続)をご自身で検討されている方、管轄登記所を確認したい方は、こちらから。相続登記の申請方法について、詳しい説明を見ることができます。

法務省  
ホームページ



那覇地方法務局不動産登記部門

☎098(854)7952

受付時間 8:30~17:15(土・日・祝日除く)

●相続・登記の専門家への相談も、ご検討ください

沖縄県司法書士会総合相談センター

☎098(867)3577

受付時間 9:00~17:00  
(土・日・祝日除く)



沖縄弁護士会ホームページ

☎098(865)3737

相談受付時間 平日10:00~15:00  
(昼12:00~13:00除く)



## 沖縄県で相続トラブルにお困りの方へ。 私達にお任せください。



**地域密着、ワンストップ  
でサポートいたします。**

※相続に精通している他の士業の先生と連携しております。

遺言書作成・遺産分割協議書作成

相続トラブルの交渉・調停手続き

使い込み、使途不明金、生前贈与

遺言無効確認などの裁判手続き

遺産分割調停・寄与分の調停

**相談料60分  
無料**

**遺留分侵害額請求  
着手金無料**

**出張or電話  
相談あり**

お気軽にお電話でご相談ください

弁護士法人ニライ総合法律事務所

**0120-489-261**

<那覇本店> 那覇市西1-2-18 西レジデンス2-B

<沖縄市支店> 沖縄市美里6-25-16 カーサスペリオールIII202

E-mail: info@nirai-law.jp



代表弁護士 古賀尚子

「海洋納骨」をご存じですか

新しいカタチの海洋納骨



さんご葬

さんご葬とは… 墓標：エルカに粉末化したお骨を収め、表に名前を記し海洋納骨する新しいカタチの海洋葬です。

一般的な海洋散骨は、溶ける紙に入れて海に流しますが、お骨は沈むことなく広がり流れていきます。

墓標：エルカを使った「さんご葬」は、その場所で海底に沈み、数か月をかけて海中溶解し、海に還ります。

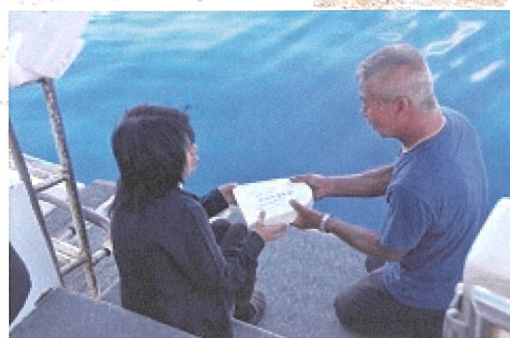
墓標：エルカの素材は沖縄産さんごを使った漆喰（消石灰）を使っています。天然素材ですので海洋汚染防止法基準もクリアしています。



墓標：エルカ

## 私が「さんご葬」選んだ理由

- ・沖縄の海が好きだから
- ・お墓を購入しても継ぐ人がいないから
- ・家族に迷惑を掛けたくない
- ・お金を掛けずに永代供養をしたいから
- ・先祖代々からのお墓をしまいたい



### 沖縄県内・地元特別価格

委託プラン 60,000円

乗船、海上への同行の必要はございません。スタッフが代行し墓標：エルカを送ります。

合同プラン 100,000円

複数組での乗船プランです。1組3名様までの乗船が可能で、家族で墓標：エルカを送ります。

貸切プラン

平日 4名様まで 160,000円  
20名様まで 260,000円

祝土曜日 4名様まで 200,000円  
20名様まで 300,000円

チャータープランで実施日の指定が出来ます。ご参加された方々で墓標：エルカを送ります。

#### 海洋納骨に含まれる基本項目

- ご遺骨のお預かり
- 粉骨・墓標「エルカ」製作
- 乗船料 ● 献酒・献花
- 海洋葬実施証明書
- コーディネーター

[オプション] 好きだった飲み物や花束など、ご要望にお応えします。

※ 委託プランには乗船料は含まれていません。